

令和2年第8回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和2年12月8日(火)
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階議場
3. 議 題
- (1) 議案第12号 安心して子どもを産み育てられるよう、出産要件での保育園利用の改善と一時保育の日数と料金の改定を求める陳情
 - (2) 議案第4号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第5号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第7号 白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理者の指定について
 - (5) 議案第9号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第11号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (6) 議案第10号 令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について
 - (7) 議案第11号 令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)について
 - (8) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
古澤由紀子委員・斉藤智子委員
和田健一郎委員・徳本光香委員
岡田繁委員
長谷川則夫議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|---------|-------|
| 市 長 | 笠井喜久雄 |
| 福祉部長 | 豊田智美 |
| 健康子ども部長 | 岡本和哉 |
| 教育部長 | 鈴木直人 |
| 教育部参事 | 和地滋巳 |
| 社会福祉課長 | 村越貴之 |

障害福祉課長	片 桐 啓
高齢者福祉課長	篠 田 順 子
子育て支援課長	山 口 等
保 育 課 長	池 内 一 成
健 康 課 長	佐 藤 覚
保険年金課長	榊 谷 君 子
教育総務課長	板 橋 章
生涯学習課長	石 戸 啓 夫

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	石 井 治 夫
主 査	萩 原 靖 殖
主 任 主 事	石 井 和 子

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。今日はお忙しい中、お集まりくださいます。ありがとうございます。午前中は陳情1件、そして、午後は議案の審査になります。どうぞ慎重な審議、よろしくをお願いいたします。

では、始めます。よろしくお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は7人でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声していただきますようお願いいたします。また、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 陳情第12号 安心して子どもを産み育てられるよう、出産要件での保育園利用の改善と一時保育の日数と料金の改定を求める陳情

○柴田圭子委員長 日程第1、陳情第12号 安心して子どもを産み育てられるよう、出産要件での保育園利用の改善と一時保育の日数と料金の改定を求める陳情を議題といたします。

初めに、本日は参考人の出席はありませんので、陳情の要旨及び事項について代読を事務局をお願いいたします。

○事務局 それでは、代読いたします。

陳情文書表。陳情第12号。令和2年10月16日受理。

付託委員会、教育福祉常任委員会。

件名、安心して子どもを産み育てられるよう、出産要件での保育園利用の改善と一時保育の日数と料金の改定を求める陳情。

陳情者、白井市清水口2-4-7-107、深山 綾。

陳情要旨。出産要件での保育園利用に関して改善を求めます。

私は現在2歳、1歳、1ヶ月の子どもを育てている母親です。就業はしておらず、自宅で見守り、私と夫の両親は病気や家庭の事情で頼ることはできず、常に夫婦のみで子育てをしています。8月に第3子を出産しましたが、産前産後に上の2人の子が保育園利用できないかもしれないと、産前、不安な日々を過ごしました。

出産に当たり産前2ヶ月と産後2ヶ月保育園に一次利用を希望しましたが、「入園希望の前の月にならないと分からない、出産でも利用できない可能性がある、点数化なので、仕事の方と同じ生活環境は考慮されない」との返答でした。

出産は母体の精神的・身体的負担が大きく、ひどい場合は産後鬱や虐待につながる可能性があります。母子手帳にも「地域の育児サポートを利用しましょう」と記載もされています。母体の負担の軽減のために緊急の要件として保育園へ確実に入園できるように整備すべきと考えます。

また、「入れない場合は一時保育を利用してください」と言われましたが、保育園と比べて一時保育の場合は高額になり、近隣市の中でも特に白井市は高額です。保育園に入園できた人と一時保育しか利用できなかった人と費用や利用日数の差が出ることに不公平感を禁じ得ません。私の場合は幸いにも上の子2人は保育園に入園でき、無事第3子を出産することができましたが、私のような出産中の子どもの預かり先に関して悩む家庭が出ないよう改善されることを市に要請します。

陳情事項。1つ目、白井市は出産時親族等の協力が得られない場合、優先して保育園の入園を認めてほしい。2つ目、白井市は一時保育の利用日数や利用料金等、保育園と同等、もしくはそれに近づけるよう改定してほしい。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○柴田圭子委員長 以上で代読が終わりました。ありがとうございます。

これから質疑を行います。発言に当たっては挙手をして、委員長の指名を受けてから発言をしてください。

それでは、質疑はございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 私も3人兄弟の長男として弟が生まれたときには保育園とか、あと、母が共働きだとかいうところがあったんですけども、病気したこともあって、こういったところの大変さというのは母からも、私も幼い記憶がある中でございます。

そこで、まず、保育園の基準と申しますか、入るという点数の基準があったと思いますが、一応この中では現状陳情者のようなケースでも優遇されるような点数のあれではなかったと思われま

だ、その中で一つ、市長の判断という形での部分もあったかと思うんですが、今、現状としてこの市長の判断するところという中の、現在のプライベートもあると思うんですが、それでやっていた、判断となるような対象はどのようなものがございましたか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えします。市長の判断という部分におきましては今のところございません。

最初に委員さんが言われました、今回の陳情者の方の保育の入所要件の出産でございますが、出産につきましては利用先行基準の点数は高くなっております。就労と比べてもほぼ同等の点数となっておりますので、高いものと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。和田委員。

○和田健一郎委員 一応高いものということは、これはもう一度お聞かせください。同等になると、陳情者としては考慮されていないということで書いてあると思うのですが、そこで、市が他の方からの問合せとかで不具合とか、そういった事例の中で認識している部分はございますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 母親の出産の基準点でございますが、具体的に点数といたしましては10点満点中9点になります。就労要件も、先ほど私が高い点数と言ったんですけれども、就労については10点満点中10点から5点の基準点となっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

岡田委員。

○岡田 繁委員 この方の場合、8月に出産されたということで、市に尋ねたところ「今の段階では確約できません」と言われたということですが、なぜ確約できないのか、その理由をお聞かせください。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 保育の入所につきましては、毎月定期的に保育課及び市内の保育園長等が集まって利用調整会議というものを行っております。最終的にはその利用調整会議において入所できる、できないの判断がされますので、それ以前の窓口等の問合せにおいては確約できない状況となっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 確約できなくて、入れないというのは結局待機児童になると思うんですけれども、待機児童となる一番の理由は一体何でしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えします。待機児童が発生する一番の要因でございますが、保育士の配置が足りないというところがございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 保育士が足りない理由は一体何なんでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えします。保育士が不足する理由でございますが、近年加配児のお子さんが増えておりまして、加配児に保育士1人について1対1ですとか、1対3という基準がありまして、加配児のお子さんが増えてきますと、保育士が不足してしまうという状況になっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。岡田委員。

○岡田 繁委員 これは聞いた話なんですけれども、白井市で保育士の資格を持っている方が他市の保育園へ働きに行っている方もいらっしゃる聞いたことがあるんですけれども、その理由は何だと思われませんか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 その方の場合ですと他市のほうが働きやすい環境にあったのかなと、勤務条件等いろいろあると思うのですけれども、そのように考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 船橋市の助成金を確認したところ、白井市と年間で三十二、三万円違ってきちやっっているんですけれども、これは当然人口も違う、税収も違うと思うので、何とも言えないのかなと思うんですけれども、今後白井市が保育士を増やすためには、給料面では勝てないとしても、ほかの待遇面で白井市で働いてみたいと思わせる何かお考えはありますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 白井市で、例えば、私立保育園の保育士に対して駐車場の借上げに対する補助ですとか、あるいは、今年度はコロナの関係で開催しないんですけれども、就職フェアというものを毎年開催しておりまして、それで保育士を呼び込んでいきたいと、白井市内で保育士として働いていきたいという事業を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員の質疑というのは、要はこういう状況に至る背景を探っているということでしょうか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 これは最後の質問なんですけれども、実際白井市の保育士さんの人たちにアンケートとか、どうしたら白井市で働きたくなるかとかいう聞き込み調査みたいなことはされたことはありますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 一律にアンケート調査とかいうことは行っておりませんが、各園の園長を通じて、意見とかあった場合は保育園で、意見は届くような形になっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 1年間の出産数と、それから、一時保育、あるいは保育園への入園を希望している数が分かったら教えてください。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 今回の陳情者の方のケースで行きますと産前産後の保育入所要件ということで、年間5人以下となっております。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 実際に出産した数と、だから、1年間の出生数、その出生数に対して保育園に一時的に入園希望する数、それから、一時保育を希望する数を教えてください。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 出生数のデータは今持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございません。

出産に伴う一時保育の利用なんですけれども、年間約5人となっております。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 入園希望ということですか。一時保育の入園希望ですよ。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 一時保育の利用者となります。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 ここに「保育園の入園を希望する」と書いてありますけれども、それが5名ということですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 今回のこの方と同じような産前産後の入所、保育要件につきましては約5人となっております。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 5人で、実際にこの方のように産前産後2か月2か月入園できた方は何人でしょ

うか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 すいません、確認しますので、お時間いただければと思います。

○柴田圭子委員長 では、後ほどお願いします。

ほかに質疑ありますか。

今答えられますか。後でよろしいですか。では、後で。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 私的になりますけれども、私も、先ほど和田委員がおっしゃったように、自分の娘が非常に病弱でお産したものですから、たまたま私が手が空いていたときだったので、援助できましたけれども、この方の思いというのは非常によく分かるんです。白井市も一生懸命子育てと保育に力を入れていると思うんですけれども、産前産後に特化してお産をしやすくなるようにシステムなり体制なりをお考えになったことはあるんでしょうか。またこれから考えていくということはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。子育て世代包括支援センターという事業を年明けの1月から立ち上げまして、そこで出生から切れ目のない保育、子育て支援を目指して事業を推進していくことが一つございます。

これまでににつきましては、健康課の母子の相談とか、事業とかいったもので推進してきております。以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今回陳情に産前産後の既に生まれている子どもたちの世話ということで出ているわけですが、今までにそういう声がなかったのか。当然この相談事業というのも非常に大事で、役に立ちますけれども、この方の状況は非常に切実で、相談以前の、もう産むときの話ですので、それに対するケアは当然あってしかるべきだと思えます。今後も病弱ということも、就労ということもお産に勝るとも劣らないことではありますけれども、今少子化の状態、子どもをできるだけ産んで健全な社会にしましょうという状況の中でお産を安全に安心してできることについての取組があっただけでしかるべきかなと思いますけれども、先ほどの子育て世代支援センターでこれからやっていくという予定はないんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 子育て包括支援センター事業の中で取り組んでいく予定でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 もう取り組んでいかれる予定なんですね。今そうおっしゃったので、繰り返した

だけですけれども。

○柴田圭子委員長 出産についての支援なり何なりがこの子育て包括支援センターの中でそのプログラムとして入っていますかということ。

○古澤由紀子委員 そうです。

○柴田圭子委員長 健康子ども部長。

○岡本和哉健康子ども部長 補足の説明をさせていただきます。子育て世代包括支援センターには保育士が常駐しておりまして、そういった形の保育の関係、保育園だけではなく、公立だけではなく、いろんなサービスを提供できるような体制を整えている形になりますので、そちらで産前産後であればどういったサービスがあるとか、そういった提供できる部分について十分な相談に乗っていくような形でやっていきたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 相談のところはよく分かりますけれども、その相談の結果、実際にこの方と、それから、同じような方たちが安心できる人的な手配というか、保育園の入園とか、そういう現実的なところまで相談に乗れるようなセンターでしょうか。

○柴田圭子委員長 岡本健康子ども部長。

○岡本和哉健康子ども部長 どうしても保育園を御希望の場合、キャパシティーという制限がありますので、必ずという形でそれが手配できるかという部分になってくると、それについてはなかなか難しい場合もあろうかと思えますけれども、そういうことがないように、いろんなサービス、保育園ができなかったら、何かほかの代替とかいった部分でサポートしていくような形で考えていければと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 保育園入園が確保できなければ代替の取組を考えるというお答えでしたけれども、陳情事項の第2に一時保育の利用というところが出てきます。ここでは金銭的に非常に差があるので、それを埋めてほしいということですが、一時保育の利用とか、ほかの制度で手当とするという意味でしょうか。

○柴田圭子委員長 岡本健康子ども部長。

○岡本和哉健康子ども部長 おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 すいません、今の古澤委員の質問のお答えの中で確認したいんですが、先ほど出産

要件での保育園の入所の希望数は5人以下というお話でしたけれども、希望も5人以下で、その希望された方が全員入園できたということによろしいですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 内訳でございますが、入所を希望された保護者は3組になります。そのうち入所が1組、入所の取下げが1組、入所の調整中が1組という内訳となっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 今のお答えでは、入所を希望されたけれども、入所できたのは1組だったというお答えでした。今回の陳情者は、出産される方でも御両親に手助けをしてもらうとか、ほかの人の援助がもらえる場合と全くもらえない場合とあると思うんですが、その辺の入所に関しては考慮されることはありますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 保育所の入所に当たりまして入所選考の調整点というものがございます。その中におきまして、65歳未満の同居の親族、その他の者が保育できる場合は2点の減点とさせていただいておりますので、加点ではないんですけれども、-2点という調整点をつけさせていただいております。逆に考えますと、子どもを見てくれる親族がない場合は加点することと同様の効果があると考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 利用調整の点数の加点とか、マイナスのお話を今伺ったんですけれども、現実的に3組希望があつて、1組が取下げで、1組が調整中ということなんですけれども、取下げをした方とか、調整された方というのは親族の援助はあつたんですか、なかつたんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 確認いたしますので、お時間いただければと思います。

○柴田圭子委員長 確認できたらお答えいただくということによろしいですか。

斉藤委員、続けてください。

○斉藤智子委員 先ほど切れ目のない子育て支援を、今も現実にはやっつけてくださっていると思うんですけれども、子育て世代包括支援センターが来年できて、それがさらに充実されるということなんです。実際にこのような陳情の方、自分が出産するときに上の子ども、2歳と1歳の子どもを誰も見てくれる人がいない場合に、保育園、今現状では予約制度というのものもないですし、加点はあるけれども、確実に入れるという保証はないわけで、その代わりに先ほどファミリーサポートセンターとか、一時保育とか、ママヘルプサービスとか、ほかのサービスの紹介はしてくれるということなんですけれども、この陳情者のように、金銭的に何倍にもなってしまうサービスを、ママヘルプサービスだっ

たら1時間500円かかる、ファミリーサポートだったら1時間700円かかる。2人お子さんいたときに1時間だけ見てくださいというわけでもなく、産後の肥立ちとかもあるでしょうし、そのときにあまりにも誰も援助がない家庭の方の負担がすごく大きくなってしまうと思うんですけれども、その辺の子育て支援の充実というところではどのようなお考えがございますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。子育て支援の充実でございますが、確かに委員さんが今言われたとおり、一時保育事業に限りましては他市と比較して本市は若干時間単価が高い状況にあるかなと思いますが、そのほかの総合計画に中における、若い世代が定住するプロジェクトの戦略に位置づけられています、当課で所管しています、例えば、待機児童対策事業ですとか、病児保育、病後児保育、白井市が行っている特色ある事業をこれからも引き続き推進していき、この一時保育事業も総合的に、全体として保育サービスの充実といえますか、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 すいません、今の一時保育の市の現状について何点かお伺いしたいんですが、資料で一時預かりの内訳はいただいているんですけれども、これは利用した方の人数をデータとしていただいているんですけれども、一時保育というのはたしか登録制でしたか。すいません、まず、登録するものですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 まず登録が必要となります。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 それでは、この資料をいただいた人数は延べ人数だと思うんですけれども、実際は何人の方が登録されていて、この一時保育を何人の方が利用したというのはお分かりになるでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 今年度、令和2年度の状況でお答えさせていただきます。今年度につきましては、まず登録者については、清水口のキッズで39人登録しておりまして、利用されている方がうち25人です。南山のくれよんというところにつきましては39人登録がおりまして、39人全員が利用されているという状況となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 分かりました。ありがとうございます。

では、清水口の場合は39人登録されていて25人しか利用されていないんですけども、利用されなかった方というのは、例えば、利用の希望もしなかったのか、取りあえず登録だけで利用の申請がなかったのか、それとも申請した時点で空きがなくて利用できなかったとか、その辺の事情は分かりますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 すいません、手元に使わなかった理由とかのデータがないので、詳細が分からないんですけども、今年度におきましてはコロナの関係で清水口保育園キッズについては利用が少なかったのかなと捉えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 分かりました。今年はコロナで通常の年とまた利用の状況は全然違うと思うんですけども、一時保育の利用を申し込んで、定員がいっぱいで利用をお断りする件数は分かりますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。2件となります。こちらの2件につきましては日にちの変更をしたということでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 今のお答えからは基本一時保育の利用を希望した場合にはほとんど希望に沿って一時保育が利用できると考えてよろしいんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。私的利用につきましては優先順位がほかの緊急利用等比べて低くなりますので、難しい場合もございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 すいません、先ほど利用を断った件数が2件と伺ったんですけども、これは私的利用の場合は入らないということでもいいんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 確認いたしますので、お時間いただければと思います。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○柴田圭子委員長 会議を再開します。

池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。すいません、先ほど私は2件断わった件数が私的要件と言ったんですけれども、こちらは緊急、または非定型保育で保育士の配置が間に合わなかったということでお断りさせていただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 先ほど断わった件数が2件というのは緊急の用件だったということで、もう一度確認なんですけれども、いろんな要件があるんですけれども、全ての要件を合算してお断りした件数はこの2件でよろしいんですね。はい、分かりました。

すいません、もう1点伺うんですけれども、今この陳情者が一時保育の単価がほかの市に比べて高いということを言われているんですが、これは国の基準みたいなものはあるんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。単価につきましては国の基準等はありません。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 それでは、市の単価なんですけれども、年齢によって500円、400円、300円、1時間当たりの利用料があると思うんですが、この利用料金は制度ができたときから変わったことはありますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。利用料金、単価につきましては変更したことはございません。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 それでは、単価を下げる議論とか、下げたときに市の持ち出しはどれぐらい増えるとかいったシミュレーションをしたことはありますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。単価を下げるシミュレーションについてでございますが、例えば、300円、400円、500円と単価がありまして、全年齢層の利用料金を仮に100円ずつ下げた場合、利用料金、市の歳入の部分、保護者負担額が約159万7,000円減額になるというシミュレーションは行いました。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 いいですか。

ほかに質疑はありますか。

あと、先ほど年間の出産数の質問がありましたけれども、そのお答えの用意はできましたか。

池内保育課長。

○池内一成保育課長 年間の出産数についてお答えいたします。平成31年4月から11月までが254人、令和2年4月から11月までが202人という状況でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですね。

それと、あともう一つは、入所を希望した3組のうち、この3組というのは今年度の3組ですね、親族の援助があったのかどうかという確認は。

池内保育課長。

○池内一成保育課長 3組全員とも親族の援助はございませんでした。

以上です。

○柴田圭子委員長 では、ほかに質疑は。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 今、入所を希望した3組のうち皆さん親族の援助がない状況だったということで、そのうち1組は保育園に入所できて、1組が下げをして、1組は調整中という先ほどのお答えだったんですけども、その方たちは子育ては大丈夫な状況なんでしょうか、どうなんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。このお三方、3組の状況、詳細については、今手持ち資料を持ち合わせておりませんので、分からない状況です。

以上です。

○柴田圭子委員長 分かるんですか。

齊藤委員、お答えは求めていますか。分かるそうです。いいですか。

では、ほかに質疑はありますか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 陳情事項で親族等の協力が得られない場合ということなんですけれども、市としては協力が得られない状態かどうかをどのようにして判断されているんでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。入所の申込み時点で申請書等を記入していただいて、その申請者との調整の中で確認させていただいております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 それでは、申請者の申請どおりにということ、裏を取ったりとかいうことは

ないということよろしいですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。システムがございまして、各世帯の状況等そちらで把握させていただいております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 今のところもう少し詳しく伺いたいのですが、申請の数が自己申請だけであると、入園したい人はみんな協力を得られないと、そっちが優先順位が高くなるから、書くに決まっていると思うんです。決まっているというか、書く方もいらっしゃると思うんです。本当に必要に困っている人がちゃんと優先順位を、9点を得られるようにしていくことが必要だと思うんですが、そういった調査というか、正確性みたいな部分について今お伺いしたいんですが。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。先ほど私はシステム上で確認してということで、例えば、実際に住所を移動して、移されている方についてはシステム上反映されていますので、分かるんですが、住所を移動されていないような状況の場合ですと、その辺については口頭での聞き取りになってしまいます。そこは確実な裏が取れるということではない状況でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 違う質問になるんですが、先ほど古澤委員もおっしゃられましたように、今少子化ということで、少しでも子どもを産み育てていきやすいようにしていく必要は皆さんも感じているところだと思うんですが、今回この出産というのは本当に協力者がいない場合はどうしようもないことであると思うんですが、優先順位が9点ということなんですが、10点にする考えは、ざっくりばらんに伺いますけれども、それについての考えは今どのようにお持ちなんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。現時点におきましては母親の出産要件9点は妥当な点数だと考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 出産に関しましてのことですけれども、やはり両親といいますが、実家が離れて

いる事例として、私たちのまちは千葉ニュータウン事業も多くありまして、当然ながら核家族が他市に比べれば必然的に多くなるというケースの中でこれは避けられない問題じゃないかと私自身も認識して、特に私も三兄弟の長男という形でやっていた記憶の中で思うところなのですが、たしか白井市の統計で毎年ゼロ歳児が300人前後で推移していたと思ひまして、先ほどの出生数が200、あれでありましたら、残りの70から80ぐらいはよそで生まれてこちらに来たという認識でよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 確認させていただきますので、お時間いただければと思います。

○柴田圭子委員長 お答えできますか、課長。まだ。

○池内一成保育課長 お時間いただければ。

○柴田圭子委員長 それでは、ほかの質疑を。

和田委員。

○和田健一郎委員 回りくどい話で申し訳ありません、先ほど申ししたのは、私の狭い個人の経験の中で考えられるケースとしては2つあるんじゃないかと思ひて、1つ目は生まれてから引越した事例、さらに2番目は生まれるときに実家に帰ってのお産だとかいうケースもあるかなと思ひて、これによっていろいろとケースが、もしかしたら先ほど5人と言われた中で潜在的要素が高いんじゃないかなということがあったので、これが一連の質問の趣旨でございます。本当は預けられるんだったら、もっと預けたいという潜在数が高いんじゃないかと、そういう可能性もあるんじゃないかなと思ひて、それで数字を確認したかったというところでございます。

○柴田圭子委員長 分かりました。

お答えが用意できたら、後でお答えください。

休憩しますか。休憩したほうがよろしいですか。では、ちょうどいいので、休憩します。再開11時にします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○柴田圭子委員長 時間になりましたので、再開します。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○柴田圭子委員長 では、会議を再開いたします。

池内保育課長、お答えをお願いいたします。

○池内一成保育課長 委員さんからの先ほどの御質問にお答えさせていただきます。まず、先ほど出産の人数202人、こちらは令和2年4月から11月末までで、現在の11月末のゼロ歳児の人口は308人となっております。202人のほうには1月から3月の人数が入っていませんので、その差が約100人いると思います。その中には先ほど和田委員さん言われました里帰り出産ですとか、以後転入されてきた方の人数が含まれていると考えております。

すいません、先ほど産前産後の出産要件の保育入所の関係で年間約5組というお答えをさせていただきまして、入所希望3組のうち入所調整中1組と答弁したんですけれども、12月の調整においてこの方は入所保留となっております。入所調整中から入所保留で、保育園に入れなかったという状況でございますので、また引き続き利用調整会議で調整されていくものとなります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 今のお答えなんですけれども、ごめんなさい、もう1回確認したいんですけれども、先ほど3組と言われたと思うんです。今5組とおっしゃっていたんですけれども、3組5人ですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 失礼いたしました。入所希望3組でございまして、すいません、最初年間で5組以下というお答えをしたんですけれども、実際は3組でございます。訂正させていただきます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 3組で兄弟がいたりして、子どもの人数だともっと多かったりするんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 この3組の方については兄弟入所はございません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 すいません、調整中だったのが入所保留。保留というのはどういうことなんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 毎月の保育園の入所に当たり、支援に基づいて客観的な点数づけをしていきまして、その結果、希望されている園に入れなかったということで入所が保留という形になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 それでは、この保留されている方というのは、自分の希望していない市内の保育園だったら空きはあるけれども、自分はここの保育園に入りたいという御希望で、遠い保育園には入りませんと、そのようにされたということですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 この方の詳細、希望園等については今手持ちの資料がないので、分かりません。

すいません、先ほど私、この3組のうち兄弟入所がありませんとお答えしてしまったんですが、入所された1組の中で兄弟入所は2人おります。訂正させていただきます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 違う質問なんですけど、出産要件の入所というのは一時的な入所ですよ。1年間を通してとか、ずっとということではなく、最大4か月という感じなんでしょうけれども、その間、保育士さんが不足しているから、点数的に入れられないというお子さんもいるかと思うんです。一時保育と保育園を併設している清水口保育園、南山保育園での、例えば、保育園側からフォローがあったり、保育士さん同士のお手伝いとかいう形だったり、あと、フリーの先生がそこに入るとか、今現状にいる先生たちの中でほんの3か月、4か月間何とか回していくという考え方はないですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。現状においてはこの出産要件以外においても保育士不足となっておりますので、このようなケースを特定して保育士の配置というのは難しいものと考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 先ほど子育て支援センターには保育士さんがいらっしゃるということですが、この支援センターではお子さんは預からないんですよ。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。子育て支援センターにおいて預かりはしないかということですが、預かりは行っておりません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 何の保育士さんがこの支援センターにいらっしゃるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 質問を確認させていただきたいんですけど、支援センターというのは子育て支援センターのことでよろしいでしょうか。

○岡田 繁委員 包括支援センター。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。包括支援センター、健康課、子育て支援課、保育課において保育士の資格を持っている職員は2人配置しております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 先ほど斉藤委員から、保育士さんをうまく、遠くから持ってきてというお話をされていたんですけども、例えば、そのお二人いらっしゃる保育士さんを保育園に回すことはやはりできないものなのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。この二人の保育士につきましては主に窓口等において子育て支援に関する相談とかのコーディネートをする担当となっておりますので、保育園の現場で保育をすることはございません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 岡本健康子ども部長。

○岡本和哉健康子ども部長 全体的に市においては子育てしやすいまちづくりということでやっているんですが、今回の保育園、保育所の入所という特定の要件に限って、そこに優先的に配置を変えろとかいった部分の対応は現実的にはなかなか難しいというのはございますので、そういった中でいろんな手だてでは市では考えて対応していきたいと考えておりますが、ある特定の要件のみのという部分についてはなかなか難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 先ほど前の月でないと保育園利用ができるかどうか分からないということで、その理由が毎月の会議で決めているからということだったんですけども、この陳情者のように随分前にもう出産の予定が決まっていて問合せしてきている場合でも前の月にならないと入れるかどうかというのは話し合えないのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。今委員さん質問されたとおり、前月にならないとこのようなケースであっても決定をお答えはできないということになっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 前の月でしか話し合っただけで決められないというのは国の制度に基づいてなんでしょうか、それとも市でそう決めているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 市で決めています。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、ほかの質問で、例えば、印西市においては、私立と公立の一時保育ができる施設を調べましたら、公立が5か所、私立が11か所で16か所あったんですけども、白井では新しく

できた送迎ステーションも含めて今3か所ということによろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 そのとおりでございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。

それから、利用料金についてお聞きしたいですが、資料でいただきました近隣市の一時保育料金比較を見てみると、ほかの市では何時間までなら、4時間まで1,000円、印西市などのように決まっています、1日1,000円のように決まっているところもあります。白井市はとにかく時間が増えれば増えた分だけ料金もかかるというシステムになっているんですけれども、大体白井の一時保育を利用している方は何時間ぐらい平均利用されているかというのは分かるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。約6時間が平均利用時間となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。ということは、1日1,000円とか、1日1,500円という仕組みにすれば白井の方は大分助かるということだと思います。

続けて質問します。出産の場合は入院の日数の分だけ一時保育ができるという仕組みだと思うんですが、出産による理由は入院から退院までと書いてあって、この陳情者の方がもう妊娠真ただ中のときに、2月に市長への手紙で依頼を既に出しています。その答えのところに「出産にかかる入院が15日を超えた場合は診断書を出せばもっと一時保育を受けられます」と回答されているんですけれども、この方のように特別な理由があって、例えば、一日か二日で入院を終えて、1歳と2歳の子どもも見ながら新生児も見るという特別な理由がある場合でもその入院中という特例は外されないのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。当時この方がお話しされてきた時点におきましては、産前産後の要件、一時保育の要件は入院期間中は緊急保育要件で、退院後は私的保育になりますと御案内させていただきましたが、現時点におきましては産前産後の利用要件につきましては緊急保育扱いで、日数につきましても産前産後期間に拡大といいますか、日数を増やすことで調整しております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 改善というか、変更されているということで、産前産後の方に関しては退院後も緊急保育として扱うということになっているんですね。でも、緊急保育も一応月15日以内とはなってい

るんですが、その日数を増やすということでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 そのとおりでございます。日数を増やすように変更いたしました。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、何日までになったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 具体的に何日ということは、日数は明確に定めていないんですけども、そこらは園で判断するという形を取らせていただきたいと考えております。個人個人の相談内容に応じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 臨機応変に、事情に応じて受け入れられればという体制に変わってきているということ、その点はとてもよかったなと思います。

ほかに陳情者の方が強く訴えていらっしゃるのが、同じように出産しているにもかかわらず、市が受け入れられない、保育園のほうが受け入れがないということで、保育園に上の子が入れない場合でも一時保育しか利用できず、それが白井市の設定でとても高いということで、入れた方と入れない場合の不公平感を強く訴えていらっしゃいますが、このことについては市長への手紙が出て以降、何か対策だとか、考えたり話し合われたことはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 一時保育の単価は近隣と比較しまして、確かに時間単価は若干高い状況にはございますが、市で推進しております、そのほかの総合計画における重点戦略事業の待機対策事業等、白井で特色ある事業を引き続き推進して子育て環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 ただいま答弁をお聞きしてましたら、市も臨機応変な対応をされているようで、それは今後に向けてよかったと思っております。今のところ利用調整会議で点数制で保育園利用を決めているということでした。それは現在市が一番妥当だと思う方法だと思うんですけども、臨機応変というところもありますので、特殊事情のある出産を迎える方にはそれを優先してあげて認めるという検討の方向というのはないんでしょうか。

というのは、先ほど出生数が254人に対して3組の入園の申込みということで、そんなにたくさんはないですね。これを制度化してしまったときは、また後で質問しますけれども、いろいろ問題も

生じてくるかもしれないので、今の状況の中で見てくださる方がいないとか、特殊事情、本当に生むときは、お産は死ぬ場合もあるわけですから、大変なときですので、今の状況の中で優先事項にしていくとか、何らかの対応が取ればそれでもいいのかなと私は今皆さんの質疑を聞きながら思っているんですけども、そういうことはどうでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。保育所は今回の方のケース以外にもいろんな保育の利用要件の方々を客観的な点数づけで順位を行って、点数が高い方から公平、平等に入所を判断していますので、なおかつ出産につきましては、先ほど申しましたが、点数が10点満点中9点と現時点において高い状況でございますので、現時点においてはこれ以上そこを変えるという考えはございません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 今の御回答の中で、先ほど来から出産は9点と高い優先順位なんですということですが、出産にもいろいろ状況があると思うんです。出産の点数分け、9点だけじゃなくて8点から10点とか、状況に応じてそういう優先順位をつくるというお考えはございませんか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。現状においては9点から変更する考えは持っておりません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 少ししつこいようですが、変更するというか、幅を持たせるというか。個々の環境とか、出産の状況とか、周りの環境を加味して、出産は全部同様に9点というわけではなく、ある程度同じ出産の中でも優先順位は変わってくるものだと思うんですけども、例えば、就労条件は5点から10点ですよ。これはみんな同じじゃないからであって、出産でもそういうことが言えるんじゃないかと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

質問は以上です。

○柴田圭子委員長 答えられますか。

池内保育課長。

○池内一成保育課長 もう一度質問の趣旨をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 就労の優先順位はその方によって5点から10点と振り分けられています。出産に関してもその方による状況とか、環境によって、全員が9点というのは不自然な気がするんです。状況によって幅を持たせるという考えが必要なんではないかと思うんですが、それについてのお考え

は、今後決めていくようなこととかございましたら、お答えください。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。9点というのは選考基準の点数となりまして、そのほか入所に当たりまして調整点というものがございまして、こちらの調整点は家庭の状況等によるものになるんですけれども、こちらで現状見ておりますので、現時点においては9点の幅を持たせるという考えは持っておりません。調整点で調整される、加算、減点をやっておりますので、現状では9点の幅を今すぐ検討して幅を持たせるという考えは持ってございません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 あまり細かいことを聞くのはよくないかもしれないんですけれども、就労は5点から10点と先ほど御回答いただいたと思うんです。これは調整点がこの後つくということなんでしょうか。調整点と、言わば基本点というか、その関係について詳しく教えていただけますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。選考に当たりましては、まず基本的なベースとなるのは選考基準点となりまして、こちらは今委員さん言われたとおり、就労については5点から10点、母親の出産については9点と基本となる点数がございまして、これらの方全てにおいてそのほかの調整点という点数の幅はあまりないんですけれども、1点ですとか、2点の加点、あるいは減点の調整点を設けてございまして、その方その方の状況に応じましてこちらの調整はつくという形の内容となっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 ただいまの広沢副委員長の補足説明が欲しいんですけれども、先ほど65歳以下の同居親族がいる場合は－2点とおっしゃいましたけれども、同居親族にもいろいろあると思うんです。健康で支援ができる親と、もう逆に支援してほしい同居親族、その辺の差というのはこの－2点がどう影響してくるんでしょうか。影響するのか、しないのか、ただ－2点だけなのか。点数の正確性ということで伺います。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。65歳未満の同居の親族、またはその他の方が保育できる場合は－2点でございますが、逆にこの方々が、同居されていたりとか、保育される方が一緒に生活していたとしても、就労等、あるいは疾病等により働けないと証明する書類を提示していただければ、その2点の減点についてはいたしておりません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 もう1点お伺いします。陳情事項は2点あるわけですがけれども、この2点が陳情としてもし上がった場合に、経済的なものも人的な配置もいろいろ含めて執行部側の対応にどういふ変化が見られると予測されますか。

○柴田圭子委員長 岡本健康子ども部長。

○岡本和哉健康子ども部長 今回陳情の審査になりますので、そういった部分の対応についてお答えはお控えさせていただければと思います。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 いいですか。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 保育園の入所についてなんですが、1か月前に会議をして、そこで決まるということなんですけれども、他市だったり、ほかの自治体で入所の予約をやっているところもあるんですが、入所の予約について検討したことがあるか、または今後検討する余地はあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。入所の予約、枠を設けることだと思うんですけれども、現状において待機児童が発生している状況でございますので、現時点におきましてはそのような入所の特別枠を設けるという考えは持ってございません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 それでは、財政のことをお伺いしたいんですが、どれぐらい一時保育の事業にお金がかかるとか、親からの負担金があるとか、その辺なんですけれども、これは平成31年度の決算書なんですけど、195ページの一時保育事業というところに一時保育にかかる決算が644万273円と書いてあるんですけれども、この中に臨時職員賃金が載っていますが、正規の方もここに従事していらっしゃるんで、そこはここに入っていないと思うんです。そして、負担金のところが31ページにあるんですが、この一時保育事業負担金は保護者から徴収する利用料なんだと思うんですけれども、677万9,800円と書いてあって、単純にこの二つを比較してみると、入るほうが多くて出るほうが少ないと読み取れちゃうんですが、一時保育事業に決算書のここに入っていない正規の職員さんの金額を足せば、実際一時保育事業がどれぐらい事業費としてかかっているのかが出るかと思うんですけれども、正規の保育士さんの金額はわかりますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。正規職員にかかる人件費は1,019万8,480円になります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 今1,019万8,000円とおっしゃいましたけれども、一時保育に携わる正規の保育士さんは何人いらっしゃいますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えさせていただきます。現時点におきましては正規職員が2園、清水口と南山合わせて3人、会計年度任用職員が6人でございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 31年度の決算のこの臨時職員というのが現在の会計年度職員になるんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 そのとおりでございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 先ほどの人件費のところでは1,019万8,480円とおっしゃったのは会計年度を含んでいない金額ですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 会計年度任用職員は含んでおりません。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 それで、この歳入のところでは保護者の利用料金以外に国とか県からのお金はどのくらい入っているんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 国及び県からの負担金につきましては423万円となっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 計算がまだできませんけれども、何となくぱっと見る感じだと、市の持ち出しが500万ぐらいという感じでいいんですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 市の持ち出し、市の負担する額につきましては約550万円となっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。いいですか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

休憩をいたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 0時00分

○柴田圭子委員長 それでは、休憩に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 陳情第12号 安心して子どもを産み育てられるよう、出産要件での保育園利用の改善と一時保育の日数と料金の改定を求める陳情について採択すべきものとして討論いたします。

少子化が社会問題となっている中、安心して子どもを産み育てられる社会を構築していくことは最重要課題であり、白井市においても第5次総合計画の重点戦略の筆頭に若い世代定住を掲げ、子育てしたいまちづくりをうたっています。

自分、夫の両親の援助をもらえない状況の陳情者が3人目のお子さんの出産時に1歳と2歳の上の二人のお子さんのことを心配される気持ちはとても理解できるところです。出産のための入院時や退院してからも産後十分に体を休めることが必要であり、その間、上のお子さんの生活、育児を支えることはとても重要です。

そのような場合に使える市の子育てサービスとしては、保育園への一時入所、一時保育、それから、市長への手紙の答えにもありました、ママヘルプサービス、ファミリーサポートが挙げられます。しかし、そのときに一番ネックになるのがサービスにかかる経済的負担です。一時保育はそのお子さんの年齢によって1時間300円、400円、500円、ママヘルプサービスは1時間500円、ファミリーサポートは1時間700円かかります。子どもを持つ世代は20代から30代が中心になると思いますが、年齢が低いほど一般に所得が少ない傾向があります。各種アンケート調査で子どもを持たない理由として経済的要因を挙げられることが多いことはよく知られています。

陳情事項1の出産時、親族の協力が得られない場合の保育所の優先入所については、保護者の安心の観点から制度化を求めたいと思います。児童福祉法第2条第3項に、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとあります。その児童福祉法の本質から見ても、周りに援助が得られない場合の特別な入所であり、保育所利用選考調整点の加点や調整点の変更、入所の予約制度も含め今後検討していただきたいと思います。

陳情事項2の一時保育の利用日数、利用料金の改定については、今回の陳情者と同じ思いの子育て家庭はたくさんいると思われます。令和2年2月に発表された白井市の住民意識調査報告書の中で「あなたは市の子育て施策としてどのような取組を充実させていくべきだと思うか」という設問について、

「必要なときに誰でも利用できる保育サービス」と答えている割合は29.5%です。「子どもが安心して医療機関にかかれる体制」と答えた割合の29.7%と並んで最も必要とされています。また、「必要なときに誰でも利用できる保育サービス」と答えた割合は、女性に限った回答では32.6%、また、18歳から29歳に限った回答では42.2%ととても高い割合になります。ぜひ今回の陳情の背景に多くの子育て世代の切実な思いがあるということを考え、この一時保育の大幅な拡充を求めます。

以上の点から今回の陳情には賛成いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 次に反対討論の方はございますか。よろしいですか。反対ですか。賛成ですか。

古澤委員。座っていてもいいですよ。

○古澤由紀子委員 本陳情に趣旨採択という立場で討論いたします。

陳情事項を読みますとなるほどと思わせるものがあり、陳情者の意向は十分受け取っているところであります。陳情の中で出生数254人に対して入園に一時希望する方は3組で、1人入所、1人取消し、1人調整という説明を受けました。そして、利用調整会議においてかなり正確に公平性を図っているとお聞きしたところですが、市としましてはもちろん優先したいところでありましようけれども、いろいろな条件の方たちの公平性をまさに実務を取っている市の執行部が行っているということを考えますと、このまま陳情に賛成というよりは、これから子育て包括支援センターで相談事業だけでなく、実際に安心して手当てを受けられるような施策の方向に進めてもらいたいという願いも込めて陳情にいたします。

そして、第2の一時保育の利用日数や料金でありますけれども、陳情事項の1は、先ほど申し上げたように、希望が3組で、調整1、取消し1ということで、ほぼほぼ要件が満たされていることになるんですけども、もしこれが入れなかった場合、一時保育の利用日数と利用料金をもう少し優遇してあげて、改善していけば、どちらかで安心できることになるのではないかと思います。

私も一部採択、どちらにしようかと思って、考えたんですけども、白井市が子育てに関してこれからより市民に沿った施策に向けて努力してくださることを期待して、私は期待できると思っています。そこから趣旨採択にいたしました。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

和田委員。賛成ですか。反対ですか。

○和田健一郎委員 賛成。座ってですね。

○柴田圭子委員長 座ってでいいです。

○和田健一郎委員 では、賛成の立場で討論させていただきます。

今回につきましても陳情者の文書及び陳情者自身の生のお考えがなかなか聞けない中で、文章によって判断するということが大変で、非常に悩んだところがございますが、ただ、賛成としては、私自

身も3人兄弟で、母親が一番下の子どもの出産のとき病気をしたり、いろいろ大変な思いをしていたという自分の経験もございました。

また、さらには、そのときに、私も親の目がなかなかない中で、友達の家遊びに行ったら、交通事故で、国道ではねられたことがあったんです。これは細かい、個人のことだったんですけども、親の目を離れてやる子育ての大変さ。はねられたというのは、後で子育てがどうだということでも聞いたところで、自分は忘れていたんですけども、そういう話もあった中で大事さというのは、これは個人のことでありました。

あと、大きな話としましては、白井市が今後後期基本計画でも出生率1.35の数字を出しているということでありました。つまり第2子以降を出産させることが前提での目標でございまして、これに関しては、市外で産んで移住させてくるという方もいますが、今後第二子、第三子の誕生という形の支援をしていくことは市長の公約である、もっと子育てのしやすいまちであり、市の計画としても合致する部分ではないかと思えます。

その中で陳情者の文面でということになりましたら、特に1番目の請求項で、優先して保育の入園を認めてほしいということは、この課題としては、なかなか優先というものが性善説で判断できない部分だとか、いろいろな課題だとかがあることは承知しております。ただ、白井市として大きな今後の政策の中で今回の陳情は特に考えなければいけない分野の1つではないかということで捉えて、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

徳本委員。賛成ですか。反対ですか。

○徳本光香委員 賛成の立場で討論します。この陳情を採択すべきものとして賛成の討論をいたします。

今回の陳情者は出産と子育てで3人のお子さんを抱えて、育児でも限界を迎えて、必死の助けを求めているという内容の陳情だと思います。

また、妊娠中に2月の段階で市長への手紙を出しており、その市長への手紙の回答を見てどれだけ失望したかということ想像すると、本当に私としても耐え難いものがあります。市長への手紙への回答には待機児童がいるから、入所の予約が難しく、御理解くださいと書いてあります。また、高過ぎて一時保育を受けるのが経済的に大変だという訴えに対しても、保育園入所の場合と計算が違いますら、料金が高いのは御協力をお願いしますと書いてあります。また、高いとその人は思っていると思いますが、ほかの支援方法についても御検討くださいと、そのように要望に対してゼロの回答をしていながら、最後には出産される方や御家族が不安なく過ごせるような環境を提供できるようにしていきますと書いているのは、日本人として日本語がおかしいのではないかと感じており、このお母さんがどれだけ失望したかと想像しています。

この方は身内の助けもなく、経済的にも苦しいというか、今回一時保育を受ける場合、大変だということに訴えています。15日間2人のお子さんを預けた場合9万円もかかる、それでも月の半分はたった独りで3人のお子さんを育てなければいけません。今回の陳情の内容にあるように、出産時優先して保育園の入園を認めて欲しいということに対しても、白井市においては保育士をまず増やす対策をもっと力を入れてやっていただきたいですし、この方もせめて4か月、無理であれば産後の2か月だけでも入れてもらえないかという願いですので、ここは優先することも検討していただきたいと思っています。

2点目の一時保育に関しても今回の陳情で問題が明らかになったと思います。他市に比べて値段が高いですし、同じように、そして、少子化の中で3人目を産んで、白井で育てようと思っていた方に対してこの料金の差というのは、計算が違うという事情はあまり関係なく、市として「もっと子育てのまち」をと外に向けて発信しているのであれば、ぜひこれは努力をするべき内容だと思います。この陳情者の願いに応えるというだけではなくて、全てのお父さん、お母さん、これから子育てすることに対して不安を抱えている人に白井で子育てする安心感を与えるためには、この陳情は重く受け止めて、白井市として前進していただきたいと思っています。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

それでは、討論を終わります。

これから陳情第12号を採決いたしますが、採決に入るに先立ち、採決の方法について申し上げます。陳情第12号に対しましては、古澤委員から趣旨採択を求める提案がありました。したがって、初めに趣旨採択、次に原案の順に採決いたします。

初めに、古澤委員から提案された趣旨採択について採決いたします。

陳情第12号について趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立少数です。

したがって、趣旨採択とすることは否決されました。

では、次に原案について採決いたします。

陳情第12号は採決とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立多数です。

したがって、陳情第12号は採択することに決定いたしました。

それでは、休憩いたします。午後1時30分再開いたします。お疲れさまです。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時30分

○石井治夫議会事務局長 それでは、本日は大変御苦勞さまでございます。会議に先立ちまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日の教育福祉常任委員会では議案第4号から議案第5号、議案第7号、議案第9号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、議案第10号から議案第11号の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

午前中に引き続き、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(2) 議案第4号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 では、日程第2、議案第4号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 議案第4号で、こちらは地方税法施行令の一部改正に伴って条例の一部を改正するというので、国民健康保険税の減額についてが書かれてあると思うんですが、控除の額が33万円から43万円になるということなんですけれども、この減額の概要について主なものを分かりやすく説明いただきたいと思います。

○柴田圭子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 それでは、概要について説明させていただきます。

今回の改正につきましては、所得の低い世帯の軽減措置として、市民税の申告などを基に世帯主及び国保加入者の前年度の総所得金額の合計が軽減判定基準以下の世帯については、その所得額に応じて均等割額と平等割額が軽減されるものです。その軽減判定所得の算定時に基礎額というのがございまして、33万円を43万円に引き上げるものです。そして、給与所得、年金所得の被保険者につきましては、給与、年金の所得のある被保険者が2人以上いる場合、その人数から1人を引いた数に1人当たり10万円の金額を算定所得に加算して軽減判定を行うことができるというものです。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 難しく、計算式がよく分からないんですが、まず、今現在、この軽減措置を受けている方というのは、国保加入世帯が何世帯のうちのどれぐらいの世帯が受けているんでしょうか。

○柴田圭子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 今年の10月末時点の現状でよろしいでしょうか。白井市の国民健康保険の被保険者数は1万3,216人です。そのうち軽減対象者は6,643人になります。世帯数で申し上げますと8,143世帯のうち4,149世帯になります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 今伺って、かなり半数ぐらいの世帯がこの軽減措置を受けているんだということが分かったんですけども、今度改正されることによる人数の変化というのは、前年度の所得ということなので、分からないという形ですか。

○柴田圭子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 現在の数は把握できておりますが、変更後の人数については把握できておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 基礎控除額が33万から43万に変わったことによって保険税の額がどのぐらい変わるのか、教えてください。

○柴田圭子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 軽減措置の対象となるのが均等割額と平等割額になります。その方によって違う分が出てしまいますので、仮につくった、例のようなものでお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。例えば、家族3人で、40歳未満の方ですので、介護分はございません。仮に給与所得が、1人の方が30万、もう1人の方が20万、もう1人の方は所得がないという形で計算させていただいた場合、軽減前が、これが均等割と平等割なんですけど、12万2,100円です。軽減されますと3万6,500円になりますので、差額8万5,600円が軽減されます。

以上でよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 平均的な世帯の説明は分かりましたが、私が伺ったのは、保険税として入ってくる総収入が幾らぐらい変わるのかということをお聞きしました。

○柴田圭子委員長 お答えできますか。

榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 今回の御質問なのですが、保険税としてどのぐらいその対象額になるかということの御質問でよろしいでしょうか。今後については計算できません。

○柴田圭子委員長 今年度は計算ができません。

○榎谷君子保険年金課長 今年度の分でしたらお話しできますが、来年度につきましてはまだ所得も分からないですし、計算はできません。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 予測としても全然そこは出てこないんですか。

○柴田圭子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 すいません、予測としても出てきません。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今年度はまだ基礎控除額が33万円から43万円になっていないんですよ。では、教えていただいてもしょうがないので、結構です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

討論はございませんか。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立全員でございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第5号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第3、議案第5号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

斉藤委員。

○齊藤智子委員 確認なんです、今回の改正で介護保険料が変わるとか何か市民の方に影響はありますか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 今回の改正については地方税法の一部改正に伴った所要規定を整備するための条例改正ということで、介護保険料とか、そういった影響するものはございません。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

討論はありませんか。

討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 分かりました。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第7号 白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第4、議案第7号 白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 白井市福祉センターの大浴場がもう半年ぐらい使えない状態にありますが、いつ頃復旧するのか、お聞かせください。

○柴田圭子委員長 岡田委員、これは指定管理者の認定の議案なので。

○岡田 繁委員 もちろんです。指定管理者を選んだ理由として市民サービスの向上が期待できるということで書かれております。市民は大浴場が復活するのを心待ちにしておりますので、それができないのであれば、どうなのかなということからお聞きしました。

○柴田圭子委員長 答えられますか。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 お風呂に関しましては、3月、新型コロナウイルス感染拡大防止によって施設の利用中止をしました。それから、お風呂を中止している状況の中で、経緯ですけれども、5月下旬ぐらいに故障ということで指定管理者から報告を受けまして、それからずっと今故障中という状況にはあります。

今後につきましてですけれども、故障という状況が、天井が落ちてしまう可能性があるところと、その奥のダクトが故障してしまっているということで、ある程度の金額の修繕費がかかるという状況にあります。これまでお風呂に係る修繕についても、10年前ぐらいから約500万円の修繕とか、あと、毎年100万円に満たない金額の修繕を実施しているような状況で、修繕費もかさんでいるところで、ここである程度の金額の修繕費がかかるということで、今後どうしていくかというのをこれから検討していくということで、今後いつ頃改修するかとかいったところはまだこれからということになります。

ですので、指定管理の料金の設定につきましては、維持管理費の金額を除いた金額で算出させていただいているというところではあります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 指定管理者はこのお風呂を直すための修繕費とか云々というのは関わっていない、これはあくまでも市が決めることであって、指定管理者は直接関係ないということは把握しております。大体市としてはお幾らぐらいだったらお風呂を直す、今500万というお話でしたけれども、「いや、500万は出せないけれども、200万だったら出せるよ」とか、その辺の話はされているんですか。

○柴田圭子委員長 岡田委員、これは指定管理の議案なので、お風呂の修繕ということは議題外かなと思うんですけれども、お答えはもらいたいですか。

○岡田 繁委員 これだけお答えいただけるとありがたいです。

○柴田圭子委員長 お答えられますか。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 今後の利用というか、再開に向けてというところにつきましては、修繕が幾ら以上とかいったところの決まりではないんですけれども、将来的にどのように使っていくかということで、施設全体ということで検討していきたいと思っております。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 ぜひ、お年寄りの方々はお風呂を楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 今、指定管理者の選定についての議案なんですが、そこについての質疑はありま

せんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 今までと今回、公募したことはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 公募したことがあるかということですね。まず、これまで平成8年度から指定管理を行っておりますけれども、1回目については公募をしたと……。失礼しました。すいません。

○柴田圭子委員長 どうぞ続けてください。

○篠田順子高齢者福祉課長 公募はこれまでしていない状況にあります。すみません。

○柴田圭子委員長 質疑はございますか。よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 分かりました。

では、指定期間が5年間という理由は、ありましたら、お願いします。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 指定管理の中で市として5年間という形を取っております。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 以前は指定期間が3年間だったこともあるということで、延長した理由がありましたら、お願いします。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 指定管理につきましては、一度目の指定管理についてはたしか3年と決まっておりますが、その以降につきましては5年間と市で決めております。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、特に理由はないということでしょうか。どう決めたかということではなく、5年間にしている理由をお聞きしたいのですが。

○柴田圭子委員長 徳本委員、この施設に限らず、指定管理の制度として5年間というスパンを市として設けているんです。最初の3年間は試行的なものもあるので、短めにしたんですけれども、それ以降は5年と市の基準として決めていることなので、だから、この施設に限ってということではないのですけれども、この施設に限って5年ということの理由をお尋ねしているということですか。

○徳本光香委員 市全体で5年というのは何なのかと思ひまして、でも、ないのであれば結構です。

○柴田圭子委員長 いいですか。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 指定に当たって、年何回ほど、どのような運営の報告がされているんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 実績の報告としましては、毎月利用状況とかの報告を受けております。年度終了につきましては1年間の実績報告書ということで報告を受けております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。まだある。

○篠田順子高齢者福祉課長 あと、こちらからモニタリングということで年2回以上実施させていただいております。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 この3施設を管理しているおのおのの団体は、AED講習をはじめとして不特定多数の市民及びその他の人たちが集まる講習というところで緊急の場合での講習も受けているということでありましたが、この各団体から報告の形は違っているのですが、これはもう年に1回以上行って、指定管理としては全員が共通の対応をしているということでしょうか。それとも指定管理者がまちまちに判断しているものでしょうか。

○柴田圭子委員長 和田委員、緊急時の対応についてということですね。緊急時の対応が指定管理によって違うのかどうかという。

分かりますか。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 指定管理者それぞれが独自で消防署と協力していただきながら実施計画を立てて行っております。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 では、参考までに、各団体のAED講習に関して行われている頻度についてをお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 AEDなどの講習については年2回、研修について年1回ということで実施しております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 月1回利用状況、ほかのことを報告していただいている、今まで市としてはどのようなことを重視してチェックして、助言なども運営に関してされてきたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 毎月の報告につきましては、利用人数であったり、こういった事業を実施できているかということで確認させていただいております。こういった指摘というのは特にありま

せんが、やはりモニタリングの中で状況を詳しく確認させていただいております。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 最後に1点だけ。この3つの施設、どの施設でもいいんですが、利用者の方などに指定管理の継続について何かお聞きしたり、意見など聞いている部分ありましたら、お伺いします。

○柴田圭子委員長 片桐障害福祉課長。

○片桐 啓障害福祉課長 福祉作業所の保護者会に出席を2回ほどしていますので、そういった中で保護者の意見ということでお答えします。

やはり障がい者の施設につきましても継続性を非常に皆さん心配されておまして、今年度もともと選定の年ということで非常に心配されておりました。継続できたらいいなということで保護者の意見は伺っています。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 直営や委託から指定管理制度に移ったときの大きな理由としまして、まず、市民ニーズを直営などよりも的確に把握して有効なものにするということが1点と、経費削減という2点あったと思うんです。今回継続ですから、その点に関して市はどう把握されているのか、伺います。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 市民ニーズにつきましても、年に一度利用者の方にアンケートを取っておりまして、そういった意見を生かしているということで聞いております。

あと、経費につきましても、やはり3施設を効率的に管理しますので、そういったところで経費削減を努めているところでありますが、あとは今回の特徴としましては、福祉作業所さんの雇用を確保するというところで、館内の清掃であったり、作業所さんの方を雇用できる場所を確保するという工夫をされると聞いています。そういったところで経費も少し削減して、その分賃金を払えるという工夫をするということです。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 もともと福祉作業所があるので、社会福祉協議会が優先的に指定管理に選ばれたという経緯もあったと思います。ですから、雇用を確保するという点に関しては大変成果があったことだと思います。

ただ、利用者の問いですけれども、利用者に向うだけではなくて、行ってみると、割合いつも閑散としているんですね。だから、利用者に向うだけではなくて、利用しない人の意見というのをも把握しないと正確な利用状況は分からないと思うんです。その辺をもう少し市が指摘するなり何なりして、皆さんがもっと使うように、利用状況がよくなるようにしなければいけないと思いますけれども、市

はどうお考えですか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 指定管理者さんではそういった利用者さんのニーズを捉えてということ
で、生きがいづくりだったりということの事業を展開しているところでありますけれども、やはり担
当する課としてはさらに利用が増えるような事業であったり、そういったところと一緒に考えていき
たいと考えています。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 利用が増えるために市としてどういうことをされたいかということと、あと、指
定管理者さんから逆に市へこうしてほしい、ああしてほしいというリクエスト、どんなものが上がっ
ているか、教えてください。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 市には直接要望等としては来ているところではないんですけれども、指
定管理者さんへアンケートや直接こういったものをお願いしたいとか、老人福祉センター施設
であれば、やはり体を動かすような、そういった健康を重視したものを特に力を入れてやっている
ところもありますので、そういったところのニーズはすごく多いところではあります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 すいません、しつこいようなんですけれども、指定管理者さんからはお風呂の修繕
に対してのリクエストは頻繁に上がってこないような状況ですか、何も言ってこないような状況で
すか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 お風呂の修繕に関しては、利用者さんからいつ頃修繕できるのかという
問合せは来ていると伺っております。指定管理者からの要望ではないところであります。

○柴田圭子委員長 指定管理者さんからの要望はないということですね。

質疑ありますか。いいですか。

それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 すいません、先ほど指定管理で3年から5年になる理由がありましたけ
れども、5年の理由というところでは、従業員の安定の雇用を図る、それから、事業の継続性を図る、
事務の効率化を図るということを考慮しまして5年という形でさせていただいているところです。

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

討論はございませんか。

では、討論がないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 分かりました。全員起立です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(5) 議案第9号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第11号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第9号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第11号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

それでは、まず歳出について、13ページからです。民生費、13ページ、14ページ、3款1項社会福祉費について質疑はありませんか。よろしいですか。

では、次に、3款2項民生費児童福祉費、これが15ページまでです。児童福祉費、2項についての質疑はありますか。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 それでは、14ページの待機児童対策事業で負担金補助及び交付金のところ、待機児童対策補助金、保育士処遇改善事業費補助金は対象人数が増えたという御説明だったと思うんですけども、人数についてお願いします。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。まず、待機児童対策補助金につきましては、保育士の宿舍借り上げ支援事業といたしまして当初より2名増加しております。保育士の駐車場借り上げといたしましては15名分増加となっております。保育士処遇改善事業費補助金につきましては6名分の増加を見込んでおります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 待機児童対策補助金、宿舍が2名増えて、駐車場が15人増えたということですけども、トータルで何人になるか分かりますか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 お答えいたします。まず、宿舍の借り上げ支援事業につきましては、当初8人から現在10人となっております。また、保育士の通勤用駐車場借り上げ支援事業につきましては、当初28人から現在におきましては43人の15人増加となっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 最後に、この補助金事業は毎年人数が増加しているという形ですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 対象が私立保育園になるんですが、園によりまして、その年度年度で増加する園もあれば人数が減る園もございます。園によって事情が違うということでございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。15ページの最後のところまでです。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 障害福祉費のところ、自立支援給付に要する経費、これは指定障害福祉サービスの利用者の増加ということだったと思いますけれども、最初の計画のときに何人で、何人増えてこの6,900万何がしが計上されたのか伺います。

○柴田圭子委員長 戻ったんですけれども、社会福祉費の障害福祉のところ。

片桐障害福祉課長。

○片桐 啓障害福祉課長 それでは、予算のときの見込みと上半期が終わってどのぐらい増加しているかということでお答えさせていただきます。

予算上は上半期で、これは月ごとの実人数の延べになるんですけれども、2,216人を見込んでいましたが、9月までの実績で2,381人の利用があったところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

では、続きまして、15ページ最後までよろしいですか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 14ページのママヘルパー派遣事業で、補助金を返還、返還金ということなんですが、これは利用を何人見込んでいて何人になったとかいうことは分かりますか。

○柴田圭子委員長 山口子育て支援課長。

○山口 等子育て支援課長 この予算につきましては、昨年度の実績に伴う返還金ということになりますけれども、昨年度につきましては時間で当初670時間を予定していたんですけれども、実際には347時間しか使っていないということで、この金額が返還になりました。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 それでは、15ページの下のひとり親福祉費のところの扶助費の児童扶養手当、これは受給者が増えたということなんですけれども、何人増えて現在何人になっているか教えてください。

○柴田圭子委員長 山口子育て支援課長。

○山口 等子育て支援課長 人数ではなくて世帯でお答えさせていただきたいと思うんですけれども、今年の10月末現在で362世帯の方に支給しておりまして、昨年度と比べますと11世帯増になっております。

それから、この予算につきましては来年2月までの増加分を見込んでおりまして、過去3か年の平均を取りまして、14世帯28名分を予算化しております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

15ページまでよろしいですか。

それでは、次に進みます。16ページ、生活保護費と、4款衛生費の保健衛生費のうちの2項、3項、予防費と指導費、この16ページについて質疑を受けます。よろしいですか。

民生費についてはよろしいですか。

それでは、教育費に進みます。18ページをお開きください。9款1項教育総務費から、20ページの教育委員会の所掌全部を範囲といたします。

岡田委員。

○岡田 繁委員 18ページの教育の情報化推進事業の21のところ、契約変更等に伴う違約金、金額が2,393万2,000円と大きいんですけれども、具体的にどういうことなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木教育部長。

○鈴木直人教育部長 お答えします。こちらの違約金ですが、市内中学校5校にありますパソコンルーム、パソコンが置いてある教室のパソコンについてはリースで行っておりますが、そのパソコン、その他リースされている機材について、来年度からアクティブラーニング教室に変換、変えていくということで、こちらはリースを解約させていただくということによる5校分の違約金となります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

では、歳出については質疑がないものと認めます。

次に歳入について質疑を行います。9ページをお開きください。歳入のうち教育福祉の所掌分は、一番上の15款国庫支出金の国庫負担金のうちの1目民生費国庫負担金になります。それと、15款2項

国庫補助金のうちの2目民生費国庫補助金、5目教育費国庫補助金。では、国の分だけで、取りあえずあれば。

では、県の部分にも入ります。16款県支出金の1項県負担金、それから、2項の県補助金、いずれも2目民生費県負担金、県補助金。よろしいですか。

歳入全体でもよろしいですか。

それでは、歳入について質疑はないものと認めます。

次に4ページをお開けください。第2表、継続費補正についての質疑を行います。継続費補正のうちの健康プラン策定事業変更のところですか。ありませんね。

では、次に、第3表、5ページをお開けください。繰越明許費です。5ページ、繰越明許費のうち9款教育費の2項、3項、小学校費、中学校費があります。いいですか。

そうしたら、次がその下の第4表、債務負担行為の補正があります。これは上から3番目の健診の委託料と、1つ置いて一番下の小中学校普通教室空調整備事業の2つが該当します。質疑はありますか。

一般会計補正予算でほかに質疑はございませんか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

討論はありませんか。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立全員であります。着席ください。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

特別会計に入る前に執行部の席替えを行いますので、休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 すいません、一部訂正が2点あります。

1点目は、指定管理の関係で公募をしたことがないかという質問がありましたが、第1回目のときに公募をさせていただいて、実質的には社協だけが手を挙げたような状況でありました。

それから、2つ目、質問のありましたお風呂の関係なんですけれども、社協から要望みたいなものはなかったのかというところでは、コロナの影響で利用をストップして、それ以降ストップしていた中でお風呂の天井が老朽化でたるみが出てということで、落下するおそれがあるという状況の報告も含めて協議して、それについて改修として費用とか記入されたものをいただいております。それが5月下旬になります。今後について、やはりコロナの状況もありますし、今後検討していくという状況です。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですね。

採決後の訂正となりますので、これからそういうことがないようにお願いいたします。

それでは、引き続き会議を続けます。

(6) 議案第10号 令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について

○柴田圭子委員長 では、日程第6、議案第10号 令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。これは第10号をお開けいただけますと分かりますとおりに、債務負担行為についてのみです。これについて質疑のある方お願いいたします。よろしいですか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立全員であります。着席ください。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(7) 議案第11号 令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)について

○柴田圭子委員長 では、日程第7、議案第11号 令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定

補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

歳出歳入一括で受けます。5ページです。議案第11号、介護保険の補正予算の5ページ、歳入と歳出一括で質疑を受けますが、ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、質疑がないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。よろしいですか。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 着席ください。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり可決されました。

（8）閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 では、日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 2時35分